

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

- (1)「Vision - 物流から価値を」と「Mission - お客様から信頼されるファーストコールカンパニーとなること」、この二つに基づき中長期的な企業価値の向上を目指します。
 - (2)当社グループは、コンプライアンスに則した経営を推進し、公正かつ適法な事業運営を実現して企業の社会的責任を果たします。
 - (3)リスクを合理的に評価し、果敢な意思決定を行い、新規事業に絶えず挑戦し続けます。
 - (4)株主、従業員、顧客、ビジネスパートナー、その他当社グループが関係する地域社会等の様々なステークホルダーとの適切な協働に努めます。
 - (5)取締役会、監査役会、内部監査等の機能を強化し、また持株会社としてグループ内の各子会社の経営管理を適切に行うためグループガバナンスを整備、推進します。
- コーポレート・ガバナンスに関しては、企業の社会的使命を十分に認識し、株主の皆様様の利益を損なうことがないよう取締役、監査役、従業員一同、忠実にその職務を果たしております。当社は、取締役会、監査役会、経営会議、営業推進会議、役員連絡会議、指名・報酬委員会、サステナビリティ委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、情報セキュリティ委員会、企業価値向上委員会を設置するほか、執行役員制度を導入して業務執行と監督を分離し、取締役及び執行役員の執行権限と責任を明確にするなど、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。また、リスク管理部において、リスクの発生予防や早期発見に努めるほか、業務の標準化・文書化の推進、記録の管理、内部通報制度の導入など、リスク・マネジメントの強化を推進しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、2021年6月改訂後のコーポレートガバナンス・コード及びプライム市場向けの内容を含めた改定後のコードに準拠しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しており、各原則の実施状況を「三井倉庫ホールディングス コーポレートガバナンス・ガイドライン」(以下「当社ガイドライン」とします)及び「関連資料」として開示し、当社ホームページに掲載しております。
https://msh.mitsui-soko.com/sustainability/governance/corporate_governance

なお、コーポレートガバナンス・コードにおいて開示すべきとされる事項については、下記もしくは下記記載の当社ガイドライン、関連資料をご参照ください。

<原則1-4>政策保有株式

関連資料「株式の政策保有及び議決権行使に関する方針」をご参照下さい。

<原則1-7>関連当事者間の取引

当社ガイドライン(株主の利益に反する関連当事者間取引の防止)をご参照下さい。

<補充原則2-4 >中核人材の登用等における多様性の確保

当社ガイドライン(女性の活躍促進を含む社内での多様性の確保)および、当社ホームページ「女性活躍推進」(<https://msh.mitsui-soko.com/company/women/>)をご参照下さい。

<原則2-6>企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社ガイドライン(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)をご参照下さい。

<原則3-1>情報開示の充実

当社ガイドライン<当社グループのコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針>、<取締役、監査役報酬の決定に関する方針と手続>、<取締役・監査役候補の決定に関する方針と手続>、<取締役・監査役候補の個々の選任・指名についての説明>をご参照下さい。

<補充原則3-1 >海外投資家の比率も踏まえ、開示書類のうち必要とされる情報については、英語での開示・提供を進めます。

<補充原則3-1 >サステナビリティについての取組み等

当社ガイドライン<具体的取組みに関する情報開示>、<気候変動に関する情報開示>、本報告書の「株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況」の「3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況」、及び以下の説明をご参照下さい。

当社は現在の中期経営計画に沿った複数の新組織(戦略営業部、オペレーション統括部、ESG推進室、オペレーション検査課)を立ち上げており、経営戦略の実現に向け、これら組織への適正な人的資本投下を行っております。(2021年10月時点所属員37名)

当社は、特許や認証、業許可等に加えて、物流現場における標準化された業務ノウハウや手順書等も重要な知的資本と認識しており、経営戦略における重要施策として現場力強化に向けた取組みを行っております。サステナビリティや人的資本、知的財産に関するKPIや取組みの詳細は

以下をご参照下さい。

当社ホームページ: <https://msh.mitsui-soko.com/sustainability/>

統合報告書: <https://msh.mitsui-soko.com/ir/library/05>

また、当社はTCFD提言に賛同しており、上記ホームページや統合報告書に記載している気候変動に関する情報についても、TCFDの枠組みに基づき拡充していく予定です。

<補充原則4-1- >経営陣に対する委任の範囲
当社ガイドライン(取締役会の役割・責務1)をご参照下さい。

<原則4-9>独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
関連資料「社外役員独立性基準」をご参照下さい。

<補充原則4-10 >独立した諮問委員会の設置による指名・報酬等の検討における独立社外取締役の関与・助言
当社ガイドライン(取締役・監査役候補の決定に関する方針と手続)(取締役・監査役報酬の決定に関する方針と手続)をご参照下さい。

<補充原則4-11- >取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方及びスキル・マトリックス、<補充原則4-11- >取締役・監査役兼任状況、<4-11- >取締役会全体の実効性に関する分析・自己評価

当社ガイドライン<取締役・監査役候補の決定に関する方針と手続>、(取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件)及び以下の説明をご参照下さい。

当社は、取締役及び監査役(社外役員を含む)に取締役会の実効性評価のためのアンケート、ヒアリングを実施しております。その結果、取締役会の運営については、議案上程基準を見直し、審議事項の選択と集中により、ガバナンス及び企業価値向上を図る活発な議論を行うなど、取締役会の運営は概ね適正であると評価しております。今後も、当社グループの中長期の成長を見据えた議論が深化する取り組みを継続する方針です。

<補充原則4-14- >取締役・監査役に対するトレーニングの方針
当社ガイドライン(取締役・監査役のトレーニング)をご参照下さい。

<原則5-1>株主との建設的な対話に関する方針
当社ガイドライン(株主との対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針)と関連資料「株主との対話に関する基本方針」をご参照下さい。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,259,100	9.09
大樹生命保険株式会社	1,569,200	6.31
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,550,900	6.24
三井住友海上火災保険株式会社	1,401,000	5.64
株式会社三井住友銀行	696,950	2.80
三井倉庫グループ従業員持株会	542,498	2.18
株式会社竹中工務店	496,800	2.00
三井住友信託銀行株式会社	437,400	1.76
株式会社伊予銀行	325,380	1.31
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	308,000	1.24

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

1. 割合は自己株式(46639株)を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3月
業種	倉庫・運輸関連業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

記載すべき事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
中野 泰三郎	他の会社の出身者													
平井 孝志	他の会社の出身者													
菊地 麻緒子	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中野 泰三郎		中野 泰三郎氏は、株式会社タイアップの代表取締役社長であります。	飲料会社の取締役を長年務められ、会社経営者としての豊富な経験を踏まえた幅広い識見による適切な助言の実績から、社外取締役に選任致しました。また、取引所の規制等に沿って判断し、一般株主と利益相反を生じるおそれがないと考えられることから、独立役員に指定しております。
平井 孝志		平井 孝志氏は、筑波大学大学院ビジネスサイエンス系国際経営プロフェッショナル専攻 教授、早稲田大学大学院経営管理研究科 客員教授、株式会社キトー社外取締役にあります。	多様な会社での経営実務の経験に加え、幅広い業界でのコンサルティングを行い、現在は複数の大学院で企業戦略、事業戦略の研究をされており、その豊富な経験と識見を踏まえた適切な助言が期待されることから、社外取締役に選任致しました。 また、取引所の規制等に沿って判断し、一般株主と利益相反を生じるおそれがないと考えられることから、独立役員に指定しております。
菊地 麻緒子		菊地 麻緒子氏は、日立建機株式会社の社外取締役、株式会社KADOKAWAの社外監査役にあります。	日本及び米国ニューヨーク州の弁護士資格を有し、企業法務に携わるとともに、検察庁及び公正取引委員会での執務経験、さらに当社常勤社外監査役としての実績に基づく豊富な経験、識見を活かし、当社グループのガバナンスの健全性や透明性に関する有意義な助言を期待できることから、社外取締役に選任致しました。 また、取引所の規制等に沿って判断し、一般株主と利益相反を生じるおそれがないと考えられることから、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明 更新

- 社外取締役3名と社長、会長による計5名からなる指名・報酬委員会が、指名委員会、報酬委員会双方の機能を担っています。本委員会は取締役及び監査役の指名、並びに取締役報酬及び執行役員報酬等の決定に関し、その公正及び透明性を確保することを目的としており、社長の上程に基づき、以下のような項目に関する審議、決議を行います。
- ・株主総会に提出する取締役、監査役の妥当性(ジェンダー等の多様性やスキルの観点を含む)
 - ・役員報酬支給基準における「標準基準数値」(常勤取締役の報酬)の額
 - ・各取締役、執行役員の個別評価
 - ・各取締役、執行役員の報酬額
 - ・役員報酬制度の改訂等

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人及び内部監査部門(リスク管理部)と定期的に会合し、監査計画、監査の実施状況に関して情報を交換し、監査の有効性を高めているほか、監査役会に監査スタッフを置き、監査の充実に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
須藤 修	弁護士													
小澤 元秀	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
須藤 修		須藤 修氏は、須藤総合法律事務所パートナー、株式会社バンダイナムコホールディングス社外監査役、京浜急行電鉄株式会社社外監査役、株式会社プロネクサス社外監査役であります。	会社法等企業法務を専門とする弁護士として、その識見に基づく当社グループのガバナンスの健全性や透明性に関する有意義な助言の実績から、社外監査役として選任致しました。また、取引所の規制等に沿って判断し、一般株主と利益相反を生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。

小澤 元秀		複数の監査法人にて代表社員を、また、日本公認会計士協会の退職給付会計専門委員会委員も歴任される等、公認会計士として長年第一線で活躍されており、同氏の専門である国際会計に立脚した識見により、海外関係会社を含め当社グループ全体について、財務の健全性や正確性の観点から監査業務を行ってきた実績から、社外監査役に選任致しました。また、取引所の規制等に沿って判断し、一般株主と利益相反を生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。
-------	--	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	5名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

現在の役員報酬体系は、各役職別の基本報酬額に、業績連動部分を付加したものとしております。業績連動評価に係る指標は、本業の業績向上を通じた企業価値増大の動機付けを図る理由から連結営業利益とし、これに加え、投融資等の結果が反映される連結税金等調整前当期純利益を定めています。翌事業年度の役員報酬に係る業績評価は、両指標の当事業年度実績に対する当事業年度目標比、前事業年度実績比を役員報酬規定に定めるテーブルを元に評点化し、これを反映させる仕組みです。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

社内取締役及び社外役員(社外監査役分を含む)の別に各々の総額を開示しております。
 社内取締役に対する報酬 263百万円(内、固定部分158百万円、変動部分105百万円)
 社外役員に対する報酬 46百万円(固定部分のみ46百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬額については、個々の報酬額の妥当性及び決定プロセスの透明性を一層確保するため、社外取締役を委員長とし他の社外取締役と社長及び会長を委員とする「指名・報酬委員会」において報酬額を決定し、その決定に従っております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役会に監査スタッフを置き、監査の充実に努めております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 取締役会

取締役会は社内取締役6名と社外取締役、中野泰三郎、平井孝志、菊地麻緒子の3名の合計9名で構成しております。原則として取締役会は、年間で、毎月の定時取締役会が12回と四半期ごとの決算取締役会が4回の合計16回が開催されます。取締役会では、法令、定款及び社内規程の定めるところにより、会社及び当社グループの経営の基本方針並びに重要な業務執行を決定し、代表取締役及び社長、業務執行取締役の職務の執行を監督しております。第173期は臨時開催の1回を加えた17回の取締役会が開催され、その出席率は社内取締役100%、社外取締役100%、社内監査役100%、社外監査役100%となります。

(2) 監査役会

監査役会は常勤監査役2名と非常勤社外監査役、須藤修、小澤元秀の2名の合計4名で構成しておりますが、監査役会に監査役スタッフを置くなど、監査の充実に努めております。監査役は、取締役会、役員連絡会議のほか重要な会議に出席し、取締役の執行状況の監督を行っております。また、法令で定める監査役員の数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名を選任しています。

(3) 経営会議

経営会議は社長及び4名の役付取締役及び事業会社5社の代表取締役又はこれに相当する地位にある者のうち社長が指名した者(経営委員)により構成されております。代表取締役社長が主宰し、毎月2回の定期的開催において、当社グループの価値の最大化を実現することを目的として、(i)取締役会に付議すべき事項、(ii)経営全般に関する重要な事項、(iii)取締役からその執行を経営会議に委任された事項について審議又は決議しております。

(4) 営業推進会議

営業推進会議は社長、取締役のうち社長が指名した者、及び各事業会社5社の代表取締役社長又はこれに相当する地位にある者のうち社長が指名した者により組織され、毎月1回定期的に開催し、月次業績・当該四半期の見通しや予算管理、営業拡大及び横断的な営業推進等に資する情報を共有しております。

(5) 役員連絡会議

役員連絡会議は取締役、監査役及び事業会社5社の代表取締役又はこれに相当する地位にある者のうち社長が指名した者により組織され、年4回開催し、当社グループの経営全般にわたる重要事項の周知、及び当社グループの状況に関する相互理解の促進のための情報交換を行っております。

(6) 指名・報酬委員会

社外取締役3名と社長及び会長の計5名により構成され、社外取締役を委員長として、取締役選任プロセスの客観性・透明性を高めるとともに、業績連動報酬額の妥当性・適正性を検証するなど、役員報酬決定プロセスの客観性・透明性を高めております。

(7) サステナビリティ委員会

社長を委員長として、原則として半期に1度開催し、「マテリアリティ」、「リスクと機会」、「重点取組み事項」、「気候変動対応(TCFD等)」、「人権対応」、「開示」、「KPI等進捗状況」、「サステナビリティを重視した事業活動への提言」の検討を行い、取締役会への報告、サステナビリティ経営に必要な各方針の検討を行っております。

(8) コンプライアンス委員会

社長を委員長として、原則として四半期に1度開催し、当社グループの経営に影響を与えるコンプライアンス違反その他の問題発生時の対応協議、役職員の行動規範となるべき企業倫理規範の制定、コンプライアンス体制の構築を行い、コンプライアンス遵守の推進及びコンプライアンス違反の未然防止に努めております。

(9) リスク管理委員会

リスク管理掌取締役を委員長として、原則として四半期に1度開催し、当社グループのリスクの軽減を目的に、事業活動におけるリスクの適切な認識、当該リスクに対する対応方針の決定及び当該対応方針の進捗及び成果の管理の実施、当該リスクの発生予防及び発生に備えた対応マニュアルの整備又は更新等を行っております。

(10) 情報セキュリティ委員会

情報システム担当業務執行取締役を委員長として、原則として四半期に1度開催し、当社グループの情報セキュリティ管理に関わる体制の整備、活動の推進及び見直し等を行い、個人情報又は企業情報の保護を図っております。

(11) 企業価値向上委員会

社外取締役、社外監査役、外部有識者により構成され、当社および当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある当社株式の大量保有提案を行う者が現れた場合、取締役会の恣意的な判断を排除し、株主共同の利益のために客観的な判断を行い、取締役会に対し必要な勧告を行うための独立した機関です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コンプライアンスに徹した透明性の高い経営を推進し、経済性・効率性を追求するとともに、公正かつ適法な事業運営を実現して企業の社会的責任を果たしていくため、業務執行と監督の分離、相互牽制の強化及び社外取締役、社外監査役など社外有識者のチェック等が行えるよう、現行の企業統治体制を敷いております。

また、当社は、事業に係るリスクの発生を未然に防止し、問題点の早期発見及び改善を行っていくため、監査役、会計監査人及び内部監査人が緊密な連携を保ちつつ、それぞれの観点から定期的に監査を行う体制をとっております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間前に発送。2021年6月24日開催の定時株主総会招集通知は5月27日にWEB開示し、6月3日に発送しました。
電磁的方法による議決権の行使	当社の指定する議決権行使ウェブサイトで、インターネットによる議決権行使が可能です。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームを利用した議決権行使が可能です。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)の英訳版を作成し、東京証券取引所に提出するとともに、当社ホームページに掲載しています。
その他	当社ホームページに、株主総会招集通知を掲載しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに、ディスクロージャーポリシーを掲載しています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期に1回開催	あり
IR資料のホームページ掲載	下記の資料を掲載 決算短信(第1四半期、第2四半期、第3四半期、期末) 有価証券報告書(四半期報告書)(第1四半期、第2四半期、第3四半期、期末) 決算説明会資料(第1四半期、第2四半期、第3四半期、期末) 決算情報以外の適時開示資料、コーポレートガバナンスの状況 Business Report 統合報告書	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員は、代表取締役専務取締役 中山 信夫 IR事務連絡責任者は、執行役員経理部長 松井 博文	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>当社グループは「物流」という重要な社会インフラを支える企業集団として新たな価値を創出することで、持続可能な社会の実現、企業価値の向上を目指す」という考え方のもと、すべてのステークホルダーとの対話を通じ、健全な関係の維持、発展に努め信頼関係を構築する旨を「サステナビリティに関する考え方」の中で定めております。</p>
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>ESGに関する世の中の関心の高まりを背景に、従来から行ってきたCSR活動だけでなく、事業活動を通じて社会の課題を解決していくことが重要となっています。そのような状況のもと、当社グループでは、「物流」という重要な社会インフラを支える企業として、新たな価値を創出することが事業運営上、最重要であると位置付け、経済・社会・環境価値の同時達成を実現するため、「協創を通じた持続可能で強靱な物流サービスの提供」、「安全、多様性、働きがいのある労働環境の実現」、「積極的な環境負荷低減による低炭素社会・循環型社会への貢献」を当社グループのマテリアリティ(重要課題)として設定し、SDGsへの取り組み等、ESG経営を推進しております。</p> <p>経済・社会・環境の3つの価値を実現していくために、マテリアリティとの関連が強い事項については以下の個別方針を策定し、グループ各社、役員への周知・徹底を図っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な責任調達にかかる基本方針 ・ダイバーシティ&インクルージョン方針 ・安全衛生方針 ・環境方針 <p>社長を委員長とするサステナビリティ委員会を定期的開催し、サステナビリティに関する戦略・方針の検討や、マテリアリティや目標KPIに向けた取組みの実行管理を通じて、当社グループの企業価値向上を図るとともに、取締役会への報告を通じて、取締役会の意見や助言を取組みに反映し、監督する体制としております。</p> <p>具体的な取組みの詳細やESGに関する定量的なデータや目標数値等については、以下をご参照ください。</p> <p>当社ホームページ: https://msh.mitsui-soko.com/sustainability/ 統合報告書: https://msh.mitsui-soko.com/ir/library/05</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	<p>ホームページを積極的に活用し、社会の一員として会社情報の適切な開示を行い、企業の透明性を高めアカウンタビリティ(説明責任)の向上に努めております。</p>
その他	<p>【中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方】 (多様性の確保に関する基本方針) 当社グループは「安全、多様性、働きがいのある労働環境の実現」が企業の価値創造の源泉であるという考えのもと、性別、年齢、国籍、障がいの有無、思想、宗教、文化、キャリア、ライフスタイル、働き方等の属性や価値観を問わず、多様性を尊重し、多様な人材が活躍できる環境や仕組みの整備を進めております。</p> <p>(女性の中核人材登用に関する当社方針) 当社グループは構成員の多様性を充実させ、もって市場変化への対応力を強化するため、女性活躍推進を重点項目に掲げております。</p> <p>女性が活躍できる雇用環境の整備に加え、女性がやりがいを持ち、さまざまな部署でいきいきと能力を発揮し、キャリアを形成できるよう行動計画を策定、実施するとともに、女性活躍に関連する取り組みおよび定量的実績・目標値を当社ホームページにて開示しております。</p> <p><女性活躍推進特設ページ: https://msh.mitsui-soko.com/company/women/></p> <p>(中途採用者および外国人の中核人材登用に関する当社方針) 当社グループは経営の中核人材における多様な視点を確保する考えから、中途採用者および外国人の中核人材としての登用・育成について定量的な目標を掲げるとともに、これらの実現に向けて取り組んでまいります。</p> <p>中途採用者及び外国人に焦点をあてた人材育成計画の整備を推進し、当社グループの中核人材に占める中途採用者の比率は30%(2020年度現在)、海外子会社を含めた外国人中核人材の比率は26%(2020年度現在)であります。</p> <p>今後グループ全体の中長期計画に則した人的資源の涵養に努めて参ります。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 当社グループ各社の取締役・従業員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
当社グループ各社は、諸法令・定款および社会規範の遵守、反社会的勢力との決別、環境保全への取組み、及び情報管理等に関して、グループ企業倫理規範を定め、当社グループ各社の取締役及び従業員の行動規範とする。
当社のリスク管理部はグループ全体のコンプライアンスの意識の向上を図るため、当社グループを横断的に統括することとし、同部を中心に啓蒙・教育活動を行う。また、同部は当社グループのコンプライアンスの状況を監査する。
これらの活動は定期的にコンプライアンス委員会、取締役会及び監査役に報告されるものとする。コンプライアンスの観点から疑義のある行為等については、早期発見・是正を図るため、当社グループ従業員が直接情報提供を行う手段として、当社がグループ共通のコンプライアンスホットラインを設置・運営するとともに通報者が通報したことにより不利益を受けないこととする。
- (2) 当社グループ各社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
当社グループ各社は、法令及び社内規程に従い取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下「文書等」という)に記録し、保存する。当社グループ各社の取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。
- (3) 当社グループ各社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社内に、当社及び主要なグループ会社のリスク管理責任者からなるリスク管理委員会を置き、グループ全体のリスク管理の状況を審議し、基本的な対応事項、方針等を定める。
コンプライアンス、環境、災害、品質、財務、経理、情報セキュリティ等に係る個別のリスクについては、それぞれのリスク管理を担当する当社グループ各社の部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成、配布等を行うものとし、当社グループの横断的なリスク評価及び対応の推進は当社リスク管理部が行うものとする。
- (4) 当社グループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社取締役会は当社グループの中長期の事業基本方針を策定し、当社は当社グループの予算管理、資金調達、資金管理等を一元的に行う。各事業領域において事業運営を担うグループ会社(事業会社)はその方針に基づき、自らが所管するグループ会社の運営も含め、自立的な成長を目指し事業運営を行う。その進捗、実績等については、当社が定期的に事業会社から報告を受け、達成状況の検証を行う。
- (5) 当社グループの企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループは目標の実現に向け、グループ企業倫理規範を遵守し、社会の一員としての責任を果たす。
当社は、当社グループ各社の取締役または執行役員に法令遵守、リスク管理に係る権限と責任を与え、各執行部門の責任者を指揮して企業集団の業務の適正を確保するための社内規程及び体制を構築させ、当社のリスク管理部はこれらを横断的に推進、管理する。また、同部はグループ会社各社の監査を行う。
財務、資金、ブランド、知的財産、人材、情報資産、不動産等は当社が一元的に管理することにより、当社グループの目標に適した事業運営の基礎的枠組みを維持する。
- (6) 子会社の取締役、執行役員、従業員等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、グループガバナンスに関する方針を定め、当社グループにおいて各社が負うべき責任及び権限を明確にする。グループ会社各社における重要事項は、当社取締役会の承認、あるいは報告を要することとする。また、当社は事業の進捗状況に関してグループ会社各社から定期的に報告を受け、取締役会その他会議にて協議する。
- (7) 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性を確保するための体制を構築すべく、主要業務のリスク分析及びそのコントロールに係る基本的な文書類を整備し、適正な手順を策定するとともに、誤謬防止の方策等を講じる。また、当社グループ各社が自らそれら手順、方策等の実施状況を定期的にチェックし、不備が発見された場合にはそれを是正することとする。
更に、当社のリスク管理部が横断的に当社グループを監査し、それらチェック及び是正の結果についての確認を行う。
- (8) 監査役がその補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制、その従業員の取締役からの独立性、及び同従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、必要に応じて監査役の職務を補助する取締役から独立した専任の従業員(監査役補佐人)を置く。監査役及び監査役会は、同補佐人に対する指揮命令権を有し、また同補佐人の任命、解任、及び人事考課については人事担当の取締役が監査役と協議のうえ、協議結果を尊重して決定することとする。
- (9) 当社グループ各社の取締役及び従業員が監査役に報告するための体制
当社グループ各社の取締役、執行役員または従業員は、当該会社もしくは当社の監査役に対して、法定の事項に加え、当該会社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の結果、コンプライアンスホットラインによる通報状況及びその内容を報告することとする。
監査役に報告したことを理由として、当該報告者が不利益な扱いを受けることはないものとする。
- (10) 監査役がその職務遂行に要する費用の確保、その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会あるいは監査役が監査を行うために社外の専門家へ調査、助言等を求めようとするときは、その費用が合理的なものである限り、当社が負担するものとする。
監査役は予め可能な限り年間監査計画を策定し、各対象会社あるいは部署に通知し、他方対象となった会社、部署は効率よく監査が行われるよう協力する。
監査結果に基づき、当社の監査役は当社グループ各社の代表取締役、監査役、会計監査人、内部監査部署及び関連部署各々との間で適時意見交換を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、コンプライアンスに徹した透明性の高い経営を目指し、公正且つ適法な事業運営を実現すると共に、事業を通じて社会的責任を果たしていくことを会社の基本方針としている。これを実現するために、全ての役職員が守らなければならない基本的な行動指針として、「企業倫理規範」を定めている。

(1) 企業倫理規範における反社会的勢力に対する取組み姿勢

- 1 当社グループは、社会の一員として反社会的勢力に対しては、断固として対決する。
- 2 反社会的勢力には一切の利益供与を行わず、また当社の取引対象から除外する。
- 3 業界、地域社会と協力して反社会的勢力の排除に努める。
- 4 警察等関係行政機関や弁護士と緊密な連携をとり、行動する。

(2) 社内体制の整備状況

1 対応総括部署

法務総務部とする。

2 外部の専門機関との連携

本社所在地を管轄する警察署と密接な連携を取ると共に、地区特殊暴力防止対策協議会へ入会し、企業に対する特殊暴力を効果的に排除して被害を防止するよう努めていく。

3 反社会的勢力に関する情報の収集および管理状況

特殊暴力防止対策協議会の例会参加や会員配布の月刊ニュース等を通じ、情報収集やデータベースの構築に努めると共に、同業他社の総務関係者で構成される定期的会合等を通じて特殊暴力への対応等について情報交換を

行い、情報の共有により連携して被害防止に努めている。

4 対応マニュアルの整備状況

「反社会的勢力対応マニュアル」を整備し、社内に周知している。

5 研修活動の実施状況

警視庁管内特殊暴力防止対策連合会主催の定例研修会、講演、座談会等に出席し、対応担当者の暴力排除意識の高揚と排除活動を推進している。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

会社の経営方針の決定を支配することが可能な量の株式を保有する株主についての基本的な対処方針に関して、当社は、そのような量の株式を保有しようとする者を許容するか否かは最終的には株主の皆様への判断に委ねられるべきと考えております。従って、新株予約権をあらかじめ発行する防衛策等のいわゆる買収防衛策の導入は現時点では予定しておりません。

当社の企業価値、株主共同の利益の確保または向上にとって不適切な者による当社の買収が試みられようとした場合には、多くの株主または投資家の皆様にとって好ましくない結果がもたらされることを防止する必要があるため、株主の皆様から負託された者の責務として、当社取締役会はこれを防止するための適切な措置をとります。その場合には、当該買付者の事業内容及び将来の事業計画並びに過去の投資行動等から、社内を設置する「企業価値向上委員会」（当社社外取締役及び社外監査役等で構成）が、当該買付行為または買収提案の当社企業価値、株主共同の利益への影響等を、独立した立場で慎重に調査、検討します。この結果を踏まえ、取締役会は、十分な審議をおこない、企業価値、株主共同の利益の観点から、株主の皆様にとっての最善策について結論を出すことといたします。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

(1) 適時開示情報取扱責任者及び担当部署について

当社の適時開示の情報取扱責任者は代表取締役専務取締役 中山 信夫が務めております。適時開示は、経理部が担当しております。

(2) 適時開示に係る社内体制等の状況について

情報取扱責任者及び担当部署は、取締役会及び経営会議、あるいは当社各部、グループ各社と連携して、情報を収集し、重要な会社情報について適時、適切な開示を行っております。

1 決定事実に関する情報

当社は、法令・定款・社規等の定めに従い、月1回開催される取締役会（必要に応じ臨時取締役会を開催）、又は毎月2回開催される経営会議において経営執行に係わる重要な意思決定を行っておりますが、適時開示が必要な重要事項と判定された案件は、決定され次第速やかに開示しております。

2 発生事実に関する情報

「内部者取引管理規程」の定めに従い、当社及び子会社において、適時開示が必要な重要事項に該当する可能性がある案件が発生した場合は、その事実を最初に知った当社各部門の情報管理者は、直ちに情報管理総括者である代表取締役専務取締役 中山 信夫に伝えます。情報管理総括者は、情報取扱責任者のほか、代表取締役社長、関係部署に連絡し、事実関係の確認、対応策の検討等を行います。同時に、情報取扱責任者は、適時開示が必要な重要事項か否かの判定を行い、重要事項と判定された案件は、確認され次第速やかに開示しております。

リスク管理部は、予め定められたルールに従い処理されたか否かを内部監査し、改善すべき点が発見されれば、直ちに改めることとしております。

3 決算に関する情報

当社は、決算の早期開示、現在は35日前後での発表に努めております。

決算情報は、外部、グループ各社、当社各部門より必要な情報を収集し、集計・精査して作成しておりますが、予め情報の収集手順・

精査手順等を定め、所定の証憑書類を添付することにより、情報の正確性・真実性、精査の迅速性・有効性を高めることとしております。

また、当社は、決算短信の主要な開示内容を会社法施行規則、会社計算規則及び金融商品取引法連結財務諸表規則等で定める様式と同一にしており、決算短信の開示前に、会社法計算書類及び有価証券報告書（四半期報告書）の主要部分について、公認会計士の監査を受けることとしており、決算短信の適法性、適正性を高めております。

(3) 重要な会社情報の管理

当社は、「内部者取引管理規程」に基づき、適時開示が必要な会社情報（以下、重要情報という）の候補を認識、確認した時点をもって、以下のとおり、その管理を開始します。

1 情報管理総括者は、決算情報、決定事実及び発生事実に係る重要情報候補事項の取り纏め、管理を担当しております。

2 情報取扱責任者は、重要情報の候補事項について、経理部長の進言を受けた上で、適時開示が必要な会社情報に該当するか否かの判定を行い、社長にその結果を報告します。

3 情報管理総括者は、適時開示が必要と判定された重要情報について、指定日、公表予定日時等を重要情報管理台帳に記録し、以後重要情報としての管理を行います。

（適時開示が必要な会社情報に該当しなかった場合は、その旨を管理台帳に記入し、関係者に通知します。）

4 役職員は、業務上知り得た重要情報を業務遂行上必要な場合を除いて、他に伝達してはならないとされております。一方、業務遂行上必要な場合は、重要情報であることを相手方に告げ、厳重な情報管理を依頼します。

5 情報管理総括者は、重要情報が、公表またはその他の理由により、重要情報でなくなった場合は、関係者に対する通知等の必要な措置を行います。

6 他社の重要情報に関しても、上記と同様な措置を取ることにしております。

